

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という）第141条第8項、第142条第1項及び第143条第15項の規定に基づき、大和市議会議員及び大和市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・ 公職選挙法（以下「法」といいます。）は、市議会議員及び市長の選挙について、市は国政選挙の場合に準じて、条例で定めるところにより、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について、それぞれ無料に（公費負担）することができるものと規定しています。
- ・ 法の規定を受けて、この条例では選挙運動の公費負担に関して具体的な内容を定めています。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 大和市議会議員及び大和市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

【解説】

- ・ 第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用の公費負担について定め、本条はその基本的事項を定めています。
- ・ 本条例中「無料」とは、「公費負担」のことで大和市の予算から支出することをいいます。
- ・ 候補者は、64,500円に立候補の届出があった日から選挙期日の前日（無投票になったときはその事由が生じた日）まで（以下「公費負担対象期間」といいます。）の日数（最

高7日) を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を公費負担で使用することができます。公費負担額の算定については、第4条で説明します。

- ・ ただし書きは、国政選挙の場合と同様、供託物が大和市に帰属しない（没収されない）場合にのみ、公費で負担することを定めています。なお、供託物が大和市に帰属した（没収された）とき、候補者は、契約事業者からの請求に基づき、当該契約事業者に契約金額を直接支払うことになります。
- ・ 供託物の帰属点

候補者は立候補の届出の際、候補者一人につき、市議会議員の選挙にあつては30万円、市長の選挙にあつては100万円の現金又はこれに相当する額面の国債証書を法務局に供託しなければならない（法第92条）ことになっており、候補者の得票数がその選挙において、次の数に達しないとき、当該供託物は大和市に帰属し（没収され）ます（法第93条）。

【市議会議員の選挙】

市議会議員選挙の有効投票総数（開票終了時に確定）÷市議会議員の定数（28）×10分の1

【市長の選挙】

市長選挙の有効投票総数（開票終了時に確定）×10分の1

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする候補者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする候補者と生計を1にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、大和市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

【解説】

- ・ 選挙運動用自動車の使用の公費負担を受けようとする候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者との間で選挙運動用自動車の使用に関する有償契約を締結する必要があります。契約を締結したときは委員会に届け出をしなければなりません。

- ・ 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業として国土交通省から許可を受けて行っているタクシー・ハイヤー等の事業者をいい、「その他の者」とは、国土交通省から許可を受けて業として行っているレンタカー事業者やマイカーを所有する知人等をいいます。それぞれの契約形態は、前者が車両代、燃料代及び運転手の雇用すべてをセットにした契約（次条第1号）であるのに対し、後者は車両代、燃料代及び運転手の雇用がそれぞれ個別の契約（次条第2号）となっています。
- ・ 次条第2号に定める契約を締結する場合は、業としていない相手方でも対象となります。ただし、相手方が、候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族が当該契約に係る業務を業としている場合を除き、公費負担の対象とはなりません。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした候補者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約（以下「燃料供給契約」という。）である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約（燃料供給契約に限る。）に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から一般運送契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

【解説】

- ・ 契約締結の届出（第3条）をした候補者が当該契約の締結により、契約の相手方事業者から支払うべき金額のうち、次の各号の区分に応じて公費で負担する金額を相手方事業者からの請求に基づき、大和市が当該相手方事業者から直接支払います。ただし、供託物が大和市に帰属しない（没収されない）場合に限り（第2条ただし書）。

- ・ (1)は、「一般運送契約」である場合の公費負担額を定めています。

一般運送契約の公費負担額＝〔1日当たりの契約金額又は64,500円のうち、いずれか低い金額〕×使用日数

※選挙運動のために使用する自動車は、候補者1人につき1台と限定されています（法第141条第1項第1号）が、一般運送契約により、同一の日において2台以上の選挙運動用自動車を使用する場合には、公費負担の対象となるのは、当該候補者が指定する1台に限られます。

- ・ (2)は、一般運送契約以外の契約（以下「個別契約」といいます。）である場合に次の区分に従い、公費負担額を定めています。

ア 「自動車借入れ契約」

自動車借入れ契約の公費負担額＝〔1日当たりの契約金額又は16,100円のうち、いずれか低い金額〕×使用日数

※自動車借入れ契約により、同一の日において2台以上の選挙運動用自動車を使用する場合に、公費負担の対象となるのは、当該候補者が指定する1台に限られます。

イ「燃料供給契約」

燃料供給契約の公費負担額＝公費負担対象期間中に供給を受けた燃料代金の総額又は〔7,700円×公費負担対象期間の日数〕のうち、いずれか低い金額

※① 上記アで借入れ契約を締結した自動車に供給を受けた燃料に限ります。

② 公費負担対象期間中に、「一般運送契約」による契約期間がある場合は、その期間（日数）を除きます。

③ 候補者は事前に、委員会に燃料代金が公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受けなければなりません。

ウ「運転手の雇用契約」

運転手の雇用契約の公費負担額＝〔1日当たりの契約金額又は12,500円のうち、いずれか低い金額〕×運転従事日数

※公費負担の対象となるのは、1日につき運転手1名です。

- ・ 公費負担額を上回る額で契約した場合、上回る部分については候補者が直接契約業者に支払うこととなります。

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか1の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

【解説】

- ・ 同一の日において2台以上の選挙運動用自動車を使用された場合で、前条第1号（一般運送契約）及び第2号（個別契約）に定める契約のいずれもが締結されたときは、当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが、公費負担の対象となります。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で

作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

【解説】

- ・ 第6条から第8条までは、選挙運動用ビラの作成の公費負担について定め、本条はその基本的事項を定めています。
- ・ 候補者は、選挙運動用ビラ1枚当りの作成単価（第8条に規定）に作成枚数（大和市議会議員の選挙にあつては4,000枚を超える場合には4,000枚、大和市長の選挙にあつては16,000枚を超える場合には16,000枚）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを公費負担で作成することができます。公費負担額の算定については、第8条で説明します。
- ・ 公費負担の適用は、供託物が大和市に帰属しない（没収されない）場合に限り（第2条ただし書）。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする候補者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

【解説】

- ・ 選挙運動用ビラの作成の公費負担を受けようとする際に、候補者が実施しなければならない選挙運動用ビラの作成に関する有償契約の締結と契約締結の届出について定めています。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした候補者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚あたりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

【解説】

- ・ 契約締結の届出（第7条）をした候補者が、当該契約の締結により、契約の相手方事業者
に支払うべき金額のうち、公費で負担する金額を相手方事業者からの請求に基づき、大和
市が当該相手方事業者に直接支払います。ただし、供託物が大和市に帰属しない（没収さ
れない）場合に限ります（第2条ただし書）。
- ・ 選挙運動用ビラ作成の公費負担額を次のとおり定めています。

$$\text{ビラ作成の公費負担額} = 1 \text{枚当たりの作成単価（7円73銭を超える場合は7円73銭）} \\ \times \text{作成枚数（大和市議会議員の選挙にあつては4,000枚を超える場合は4,000枚、} \\ \text{大和市長の選挙にあつては16,000枚を超える場合は16,000枚）}$$
- ・ 1枚当たりの作成単価が7円73銭を超える額、または作成枚数が、大和市議会議員の選
挙では4,000枚、大和市長の選挙では16,000枚を超える枚数で契約した場合は、
上回る部分については候補者が直接契約業者に支払うことになります。
- ・ 候補者は事前に、委員会にビラの作成枚数が公費負担の対象となる範囲内であることの確
認を受けなければなりません。

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担）

第9条 候補者は、第11条に定めるところにより算定した選挙運動用ポスターの1枚当たり
の作成単価に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター
掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内で、選
挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の
規定を準用する。

【解説】

- ・ 第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について定め、本条は
その基本的事項を定めています。
- ・ 候補者は、選挙運動用ポスター1枚当りの作成単価（第11条に規定）に作成枚数（公営
ポスター掲示場数を超える場合は、掲示場数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用
ポスターを公費負担で作成することができます。公費負担額の算定については、第11条
で説明します。
- ・ 公費負担の適用は、供託物が大和市に帰属しない（没収されない）場合に限ります（第2
条ただし書）。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする候補者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

【解説】

- ・ 選挙運動用ポスターの作成の公費負担を受けようとする際に、候補者が実施しなければならない選挙運動用ポスターの作成に関する有償契約の締結と契約締結の届出について定めています。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした候補者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

【解説】

- ・ 契約締結の届出（第10条）をした候補者が、同条の契約の締結により契約の相手方事業者を支払うべき金額のうち、公費で負担する金額を相手方事業者からの請求に基づき、大和市が当該相手方事業者へ直接支払います。ただし、供託物が大和市に帰属しない（没収されない）場合に限り（第2条ただし書）。
- ・ 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額を次のとおり定めています。

ポスター作成の公費負担額＝ポスター1枚当たりの契約作成単価（ポスター1枚当たりの公費負担単価の限度額（※1）を超える場合は当該限度額）×ポスターの作成枚数（公営掲示場数を超える場合は当該掲示場数）

（※1）ポスター1枚当たりの公費負担単価の限度額 ＝

$$\underline{541.31円 \times 公営ポスター掲示場数 + 316,250円}$$

公営ポスター掲示場数

- ・ 候補者は事前に、委員会にポスターの作成枚数が大和市のポスター掲示場数の範囲内であることの確認を受けなければなりません。
- ・ ポスター1枚当たりの契約作成単価が公費負担単価の限度額を超える額、または作成枚数が掲示場数を超える枚数で契約した場合は、上回る部分については候補者が直接契約業者に支払うことになります。

＜参考＞ 令和5年執行の大和市議会議員及び大和市長の選挙における公営ポスター掲示場数は268箇所、ポスター1枚当たりの公費負担単価の限度額は、1,722円です。

(委任)

第12条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

【解説】

- ・ 「大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（以下「条例施行規程」といいます。）」を定めています。
- ・ 本条例中の「委員会が定める」（第3条、第4条、第7条、第8条、第10条及び第11条）は、条例施行規程に規定していますのでご参照ください。